

「杉並区区立施設再編整備計画(素案)」について
…1～3面

「使用料等の見直し(素案)」について
…4面

9ぎなみ



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

発行/杉並区 編集/広報課 〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1
区の代表電話 ☎3312-2111 FAX3312-9911 (広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

「杉並区区立施設再編整備計画(素案)」ができました

区では、これからの区立施設の再編・整備の方針と取組について、「杉並区区立施設再編整備計画(第一期)・第一次実施プラン(素案)」を作成しました。素案の詳細については、区ホームページのほか、区政資料室(区役所西棟2階)、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。区民の皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。——問い合わせは、企画課施設再編・整備担当へ。

杉並区区立施設再編整備計画(第一期)(素案)(平成26～33年度)

区立施設を取り巻く状況 ～今なぜ再編が必要なのか?～

1. 次々に更新時期を迎える区立施設と財政負担

- 平成24年度末現在、区の全施設の約50%は築30年を越え、約30%は築40年を越えており、今後、これらの施設が、次々に更新時期を迎えます。
- 仮に全ての区立施設を現在の規模で存続させた場合には、今後30年間に必要な改築・改修経費は約2,779億円と推計され、大きな財政負担となります。
- 生産年齢人口の減少に伴い、今後、区民税収入が減少していくのに対し、少子高齢化の一層の進展により、社会保障関係の経費はさらに増加していくことが想定されます。このような状況の中で、施設の維持・更新に多くの予算を振り向けることは現実的に困難です。

2. 時代の変化に応じた区民ニーズへの対応

- 少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化等により、多くの施設で利用状況が大きく変化しています。
- 特に、女性の社会進出の本格化等に伴う保育施設の需要増加は著しく、当分の間、増加傾向が続くと予測されるとともに、高齢化の一層の進展により特別養護老人ホーム等の高齢者施設への需要についても、今後、確実に増加することが見込まれます。
- 需要に対して不足する施設がある一方で、十分に活用されていない施設もあります。施設を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、区民共通の財産である施設を有効に活用し、新たな行政需要への対応を図るため再編整備を進めていく必要があります。

区民ニーズに責任をもって応えるために

杉並区長 田中良



施設再編は、なぜ必要なのでしょうか。私は、時代とともに変化する区民ニーズに的確に、そして責任をもって応えるために必要ですと答えています。

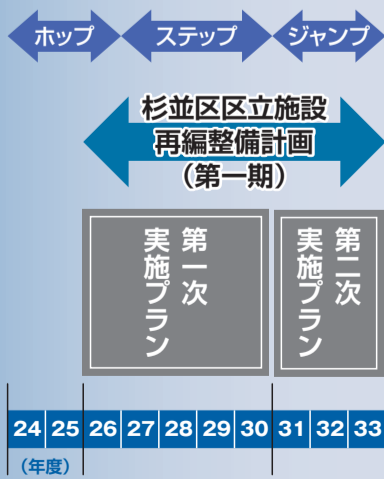
わが国では、高度経済成長期につくられたさまざまな施設が更新の時期を迎えています。杉並区も例外ではありません。人口減少と少子高齢化の時代、既存の施設を同じ規模で改築すべきと考える区民の方は少ないと思います。

こうした状況の中で、女性の社会進出に伴う保育需要の増大、高齢化の進展の中で増え続ける特別養護老人ホームへの入所希望者、首都直下地震に備える施設の耐震化など、緊急に整備を要する課題には、迅速かつ的確な対応が求められています。更に、量的に不足する施設や建替の時期を迎える施設の整備を行う必要がある一方で、十分に活用されていない施設の見直しも不可欠です。

そこで、区立施設の計画的な再編整備を行うために、「杉並区区立施設再編整備計画(第一期)」と「第一次実施プラン」の素案を作成しました。長年にわたって地域に根差し、愛されてきた施設も多いことから、区民の皆さまのご意見を踏まえ、区民サービスを一層向上させる視点から再編整備に努めてまいります。また、集会施設や体育施設などのさまざまな使用料につきましては、受益者負担の適正化と公平性を確保するために、見直しをいたします。

区民の皆さまのご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

杉並区総合計画



施設の再編整備 II 継続的な取組

将来を見据えつつ、総合計画の終期にあたる平成33年度までを計画期間とする。

杉並区区立施設再編整備計画(素案) および使用料等の見直し(素案) について説明会を開催します

	日時	場所	定員
第1回	11月23日(祝)午後2時	区役所第4会議室(中棟6階)	100名
第2回	11月26日(火)午後7時	井草地域区民センター(下井草5-7-22)	70名
第3回	11月27日(水)午後7時	センオン杉並(梅里1-22-32)	120名
第4回	11月28日(木)午後7時	高井戸地域区民センター(高井戸東3-7-5)	70名
第5回	12月4日(水)午後7時	旧若杉小学校(天沼3-15-20)	50名

※第5回を追加しました。各回とも同じ内容です。いずれも先着順。

【申し込み】当日、直接会場へ

【問い合わせ】企画課施設再編・整備担当、財政課

【その他】6月～就学前の託児あり(事前に企画課施設再編・整備担当へ)

「杉並区区立施設再編整備計画(案)」については、26年1月中旬を目途に区民等の意見提出手続を予定しています。

施設再編整備計画の基本的な考え方

～ 8つの基本方針に基づき再編整備に取り組みます～

①施設設置基準の見直し

－ 7地域の継承と46地区の基準の転換

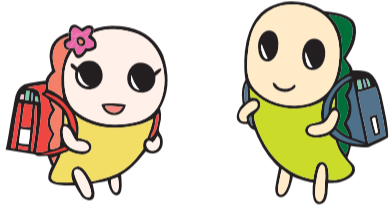
- 区民の通勤、買い物などの日常行動圏域として駅圏域中心に設定した7地域については、施設配置の地域バランスを確保する観点から、今後とも施設整備の基準として継承します。
- 児童の通学区域を基準に設定した46地区に基づく施設配置の基準については、少子高齢化の進展や施設の効率的な運営の観点から見直します。

②複合化・多機能化等による効率化の推進

- 改築時の規模のスリム化や廃止により施設規模の縮小を図るとともに、施設の複合化・多機能化、民間活力の導入、適切な維持管理による施設の長寿命化等に取り組み、施設運営の効率化を進めます。

③学校施設と学校跡地の有効活用

- 学校は地域に開かれた公共空間としての機能を拡充する観点から、施設の複合化・多機能化を進めるため、既存校の余裕教室や学校敷地の活用を推進するとともに、改築時には児童生徒数の減少などを踏まえ施設規模のスリム化を行います。
- 統合に伴う学校跡地については、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、全区的な行政需要への対応という視点の両面から活用策を検討し、有効活用を図ります。

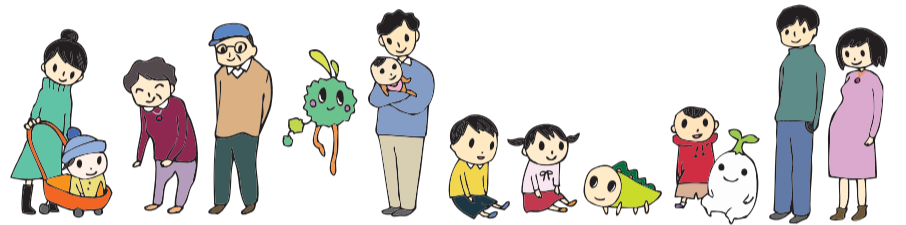


⑤ゆうゆう館の再編

- ゆうゆう館は、順次、多世代が利用できる施設へと転用・再編を進めていきます。
- 再編にあたっては、身近な地域で高齢者が気軽に集まることができる、ゆうゆう館の機能と役割も継承します。

⑥地域コミュニティ施設の再編

- 7か所の地域区民センターは、地域コミュニティの核と位置付け、集会施設である区民集会所と区民会館、ゆうゆう館、一部の児童館を対象に、施設の有効活用や地域コミュニティの活性化の観点から、多世代が身近な地域で気軽に利用できる施設へと段階的に再編します。

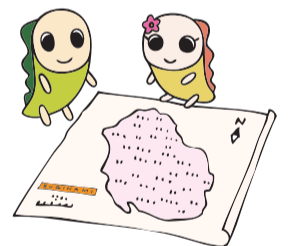


⑦緊急性の高い施設の優先整備

- 区民の安全・安心を確保するため、老朽化や耐震性等の課題により更新の緊急性の高い施設については、優先的に施設の再編整備に着手します。
- 女性の社会進出の本格化等を背景に、当分の間、需要が増加することが予測される保育施設や高齢化の進展により今後も確実に需要が増加する特別養護老人ホーム等について、優先的に整備を行います。

⑧国や東京都、他自治体等との連携

- 特別養護老人ホームや保育施設をはじめとした新たな施設の設置及び既存施設の更新に際しては、国・東京都との連携による国公有地の活用を検討します。



施設再編 Q&A



Q. 保育園はどうなるの？

- A.
- 杉並区では今後5年間に毎年430名程度の新たな保育需要が発生すると見込まれ、保育の待機児童対策は喫緊の課題です。
 - 区はこうした状況を踏まえ、女性が働きながら安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、区立施設の再編整備によって生み出された施設・用地のほか、国や東京都との連携により公有財産を有効に活用して、認可保育所を核とした保育施設の整備を引き続き推進します。

Q. 児童館はどうなるの？

- A.
- これまでの児童館の様々な機能や役割は、児童館という施設にとらわれることなく、継承・発展させて実施していきます。例えば、放課後の居場所や学童クラブなどは、児童の行き帰りの安全面等を考慮して、小学校の施設や敷地を活用して実施します。また、乳幼児親子が集う場である「ゆうキッズ」事業は、(仮称)子どもセンターや学童クラブを移設した小学校を活用するなどにより、実施場所や時間帯、プログラムの内容を拡充していきます。
 - こうした対応を着実に図ったうえで、それらが実現したところから、保育施設や地域コミュニティ施設への転用等の活用策を検討します。それまでの間は、現在の児童館で事業運営を継続していきます。

Q. ゆうゆう館はどうなるの？

- A.
- ゆうゆう館は、現在高齢者の専用施設として運営されていますが、今後は、高齢者だけでなく多くの世代の方が利用できる施設へと順次、再編していきます。
 - 再編にあたっては、地域の高齢者の方が気軽に集まることができるゆうゆう館の機能・役割を継承することとし、第二次実施プラン(平成31年度～)で具体化を図ります。それまでの間は、ゆうゆう館の事業運営を継続します。

Q. 特別養護老人ホームはどうなるの？

- A.
- 急速な高齢化に伴い、今後要介護高齢者の増加が予想されており、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、特別養護老人ホーム等の整備が急務となっています。
 - 特別養護老人ホームの整備には、大規模な用地が必要ですが、区立施設の再編整備により生み出された施設・用地や国や東京都との連携により公有財産を有効活用し、整備を進めます。

第一次実施プラン(平成26～30年度)(素案)

～平成26年度から5年間の取組～

1. 基本的な考え方

- 行財政改革基本方針に基づき策定する杉並区立施設再編整備計画(第一期)(素案)を着実に推進するための実施計画として策定します。
- 実施プランでは、保育施設の整備、児童館の再編、特別養護老人ホーム等の整備、更新の緊急性の高い施設の再編、学校施設の複合化・多機能化の推進及び学校跡地の有効活用を重点的に取り組むとともに、国・東京都との連携による公有地の活用を図ります。
- 第一次実施プランの取組により、施設のスリム化や廃止に伴う改築・改修経費と施設維持費の軽減、用地の売却・貸付等による財政効果が期待され、その果実(今後30年間の推計額、約140億円)は区民福祉の向上を図るため有効に活用します。

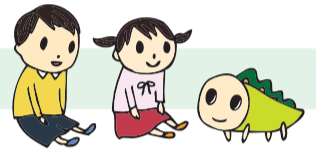
2. 国との連携による新たな取組

- 「あんさんぶる荻窪」(荻窪5丁目にある福祉事務所等からなる複合施設)と荻窪税務署及び隣接する国家公務員宿舎跡地の用地(以下、「荻窪税務署等用地」という。)を対象とした財産交換を前提に、今後国と具体化に向けた協議を進めます。
- 交換後の用地は、特別養護老人ホームの整備など、地域福祉の向上に資する様々な活用が可能となります。

3. 計画期間と進め方

- 平成26～30年度までの5年間の計画期間とします。
- 平成30年度に策定する第二次実施プランで具体化を予定している集会施設やゆうゆう館などの再編整備の検討に着手します。

4. 再編整備の方向性と具体的な取組(主な施設)



◆ 保育園・子供園 ◆

【課題と再編整備の方向性】

- 保育の待機児童対策は喫緊の課題
- 計画的な保育施設の整備を効率的・効果的に推進
- 既存の保育施設の多くが築40年以上を経過し、老朽化への対応が課題

【具体的な取組】

- 再編により生み出された施設・用地のほか、国や東京都との連携による公有財産を有効に活用して、保育施設の整備を推進
- 老朽化した園舎の緊急度・優先度等を考慮して、計画的な改築を推進

◆ 児童館・学童クラブ ◆

【課題と再編整備の方向性】

- 児童館は、乳幼児親子のための「ゆうキッズ」と学童クラブの利用が伸びるなど、利用状況が変化
- 「子ども・子育て支援新制度」の本格活用に向け、地域子育て支援拠点の整備の推進が必要
- 現在の児童館が果たしている機能・サービスを学校や新たな地域子育て支援拠点等で継承・発展

【具体的な取組】

- 学童クラブは、小学校内での実施を基本
- 小学生の放課後等居場所事業も小学校内で実施
- ゆうキッズは、(仮称)子どもセンターのほか、小学校や地域施設等で展開
- 中・高校生の放課後等居場所事業は、「中・高校生の新たな居場所づくり懇談会」の意見等を踏まえた「基本的な考え方」に基づき具体化
- 平成27年度の「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に合わせ(仮称)子どもセンターを保健センター内に5か所整備し、その後、計9か所程度まで整備

◆ 特別養護老人ホーム等 ◆

【課題と再編整備の方向性】

- 急速な高齢化の進展に伴い、今後要介護高齢者が増加する見込
- 介護が必要になっても住み慣れた地域で引き続き安心して生活ができるよう、民間事業者による施設整備を促進

【具体的な取組】

- 旧永福南小学校の既存校舎を、特別養護老人ホームへ転用
- 現大宮前体育館廃止後の跡地を活用して、認知症高齢者グループホーム等を整備
- 荻窪税務署等用地とあんさんぶる荻窪との交換について国と協議し、特色ある特別養護老人ホーム等の整備用地として活用

◆ ゆうゆう館 ◆

【課題と再編整備の方向性】

- 全体の半数近くが築40年を越え、その多くが他の施設を併設、老朽化への対応や併設施設の更新方針との調整が課題
- 身近な地域で高齢者が気軽に集まることができるゆうゆう館の機能と役割を継承し、転用・再編整備

【具体的な取組】

- 当面、町会や青少年育成委員会等の利用枠を確保するとともに、夜間の目的外利用のさざんかねっと予約を可能にし、利用率向上を図る
- 老朽化した保育園併設施設の一部は、改築の際、代替施設を確保したうえで保育園へ転用
- 幅広い高齢者が利用でき、かつ多世代が集える地域コミュニティ施設への転用を検討

◆ 学校施設 ◆

【課題と再編整備の方向性】

- 老朽化により次々に更新時期を迎えるため、計画的かつ効率的・効果的な改築整備が必要
- 改築する学校は、施設規模のスリム化とともに、他施設との複合化・多機能化を進め、地域コミュニティの核となる施設づくりを推進
- 学校跡地については、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、全区的な行政需要への対応という視点の両面から有効な活用策を検討

【具体的な取組】

- 杉並第一小学校の老朽化による改築に合わせ、耐震性等に課題がある産業商工会館、杉並会館や近隣の阿佐谷地域区民センターとの複合化を実施
- 旧若杉小学校や統合後の新泉小学校の跡地は、防災スペースを確保する等、地域のまちづくりに資する活用を検討

◆ 集会施設 ◆

【課題と再編整備の方向性】

- 利用率は6割程度にとどまっており、施設の有効活用が課題
- 多世代が利用できる地域コミュニティ施設へ再編(第二次実施プランで本格実施)

【具体的な取組】

- 地域コミュニティ施設への再編に向け、既存施設の利用実績等を検証、適正配置を検討
- 区民事務所会議室は、町会等の地域団体活動の代替施設を確保し、段階的に廃止

区民意見交換会を開催します

「区立施設の再編整備」および「使用料等の見直し」についての素案について、幅広い区民の皆さんからご意見を伺うため、区民意見交換会を開催します。この区民意見交換会は、事前に無作為に抽出した18歳以上の1000名の区民の方のうち参加を希望した50名程度の方に少人数のグループ討議を行っていただくものです。意見交換会は公開で行いますので、傍聴(見学)を希望する方は、時間中、直接会場へお越しください。

【日時】12月15日(日)午後1時～5時(予定)

【場所】区役所分庁舎(成田東4-36-13)

【定員】40名(先着順)

【申し込み】傍聴を希望する方は当日、直接会場へ

【問い合わせ】企画課施設再編・整備担当、財政課

【その他】傍聴する方は直接議論に参加することはできません

アンケートを実施中

区民の皆さんの幅広いご意見をお聞きし、計画案策定および使用料等の見直しの参考とさせていただくため、上記アンケートを区ホームページで実施しています。ぜひ、ご回答ください。

【実施期間】11月30日(出)まで

【問い合わせ】区立施設の再編整備については企画課施設再編・整備担当、使用料等の見直しについては財政課

【その他】詳細は、区ホームページ「区からのお知らせ」をご覧ください(同内容のアンケートは無作為に抽出した区民1000名にも郵送で依頼しています)。

使用料等の見直しについて

区では、受益者負担の適正化と未利用者との公平性を確保していくため、このたび施設使用料に加え、学童クラブ利用料、有料制自転車駐車場使用料、放置自転車撤去手数料なども含めて見直すこととしました。なお、各施設の使用料などの詳細は、「使用料等の見直し(素案)」をご覧ください。区ホームページのほか、区政資料室(区役所西棟2階)、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。区民の皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。
——問い合わせは、財政課へ。

見直しの概要

集会施設および体育施設使用料

●改定使用料

24年度決算額をもとに、27年1月から使用料を改定します。なお、利用者負担の急激な増加を軽減するため、27年1月～29年4月の間を3期に分けて段階的に引き上げを行います。(Q&A内の表1参照)

●登録団体の取り扱い

「地域登録団体(さざんか一登録団体)」、「社会体育団体」に対する使用料の2分の1減額措置は廃止します。ただし体育施設は、区内の中学生以下の団体および障害者の団体は、現行どおり2分の1減額を維持します。

なお、登録団体への活動支援として、集会施設については、予約申込を3カ月前(ホールは8カ月前)から可能とする申込時の優先措置を新たに設けます。体育施設についても、これまでどおり申込時の優先措置を講じていきます。

●使用時間区分の見直し

集会室については、利用機会の拡大や利用者負担の軽減を図る観点から、使用時間区分を4区分に細分化します。(表2参照)

〈集会室利用の使用時間区分〉(表2)

現 行		見直し後	
午前	9時～12時	午前	9時～12時
午後	13時～17時	午後①	13時～15時
		午後②	16時～18時
夜間	18時～21時	夜間	19時～21時

※ホールなどを除きます。12時～13時、15時～16時、18時～19時の時間帯については、延長(前・後)利用が可能です。

学校開放施設使用料

24年度決算額をもとに、27年1月から1時間以内を単位として使用料を改定します。なお、登録団体に対する使用料無料の取り扱いは廃止し、一般利用と同様に有料とします。

ただし、区内在住・在学の児童・生徒およびその指導者で構成された団体が利用する場合は、現行どおり無料とします(照明設備使用料を除く)。

を除く)。

また、夏期に無料開放している学校プールについて、原則有料(1回200円)とします。ただし、区内在住・在学の児童および乳幼児が利用する場合は、無料開放を継続します。

学童クラブ利用料

学童クラブ登録児童数が増える中で、運営経費も増加し、他区と比較しても低廉な金額となっていることから、27年4月から月額3000円の利用料を4000円に改定します。なお、生活保護世帯等に対する軽減措置については、継続することとします。

有料制自転車駐車場使用料

自転車駐車場の整備も進み、今後、運営経費の増加が見込まれることから、定期使用料については、基本使用料(1階屋根なし1カ月)を現行月額1900円から2100円に引き上げます。また、現行の料金体系に従いミニバイクを含むすべての定期使用料を27年1月から改定します。なお、1日使用料は据え置きます。

また、学生に対する定期使用料の減額措置は継続しますが、65歳以上を対象にした定期使用料の減額措置は廃止します。

放置自転車撤去手数料

放置自転車1台当たりの撤去費用および他自治体の撤去手数料の状況等も踏まえ現行の3000円を5000円に、27年1月から引き上げます。

区施設駐車場の有料化

現在、有料化している駐車場3施設(区役所本庁舎・井草森公園・上井草スポーツセンター)に加え、新たに4施設(セシオン杉並・松ノ木運動場・高井戸市民センター・下高井戸運動場)の駐車場について、27年4月から有料化します。

その他(目的外使用施設使用料)

集会施設使用料の改定に伴い、区民事務所会議室、ゆうゆう館、児童館などの目的外使用施設の使用料についても見直しを行います。

Q なぜ使用料を見直すのですか?

A 行政サービス(施設運営など)にかかる経費から算定した料金と、現行使用料との間に差が生じており、定期的に見直ししていく必要があるためです。

使用料収入と行政サービスにかかる経費(施設運営などの維持管理経費)との不足分は、公費で賄うこととなり、区民全体の負担になることから、受益者負担の適正化と未利用者との公平性を確保していくため、定期的に見直しを行うことが必要です。

しかし、集会施設や体育施設などの使用料の見直しについては、平成9年度以降、改定を行ってこなかったことから、現行使用料と直近の決算数値を用いた算定結果との間に差が生じており、見直しが必要となっています。

Q 急激な値上げは困るのですが!

A 急激な負担増とならないよう段階的な引き上げ措置をとります。

集会施設および体育施設については、登録団体の減額措置の廃止と使用料の改定に伴い、負担が大きくなる部分があることから、下表のとおり3段階での移行措置をとります。なお、引き下げになるものは第1期から適用します。

〈集会施設および体育施設使用料の改定期〉(表1)

	第1期	第2期	第3期
	27年1月1日～ 28年3月31日	28年4月1日～ 29年3月31日	29年4月1日 以降
改定使用料が引き上げになるもの	一部引き上げ	一部引き上げ	改定使用料を適用
改定使用料が引き下げになるもの	改定使用料を適用(引き下げ)	⇒	⇒

Q 登録団体の減額や無料の取り扱いをなくすのはなぜですか?

A 集会施設、体育施設、学校開放施設では、登録団体の利用が大部分を占めており、適正な受益者負担の観点から廃止するものです。

現在、集会施設および体育施設では、登録団体の利用が7割程度、また、学校開放施設では、登録団体の利用が9割程度を占め、その利用が一般化しています。一方、こうした減額若しくは無料となっている部分は、公費で賄うことになり、結果として区民全体の負担となっています。

こうしたことから、適正な受益者負担の観点から、登録団体への使用料の減額や無料といった経済的優遇措置を廃止するものです。なお、集会施設および体育施設については、登録団体の活動支援として予約申込時の優先措置を講じていきます。

(発行日) 毎月1日、11日、21日

